

防犯灯電気料金支援金に係る「防犯灯確認届」等の送付について

本市では防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を市が認定することにより、その防犯灯の電気料金を市が関西電力㈱に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を創設したところです。

認定防犯灯台帳確認届の提出について

今般、令和6年度の防犯灯電気料金支援事業の実施に向けまして自治会等の皆様には、「堺市認定防犯灯台帳確認届(要綱様式第1号)」を必ずご提出していただく必要があります。

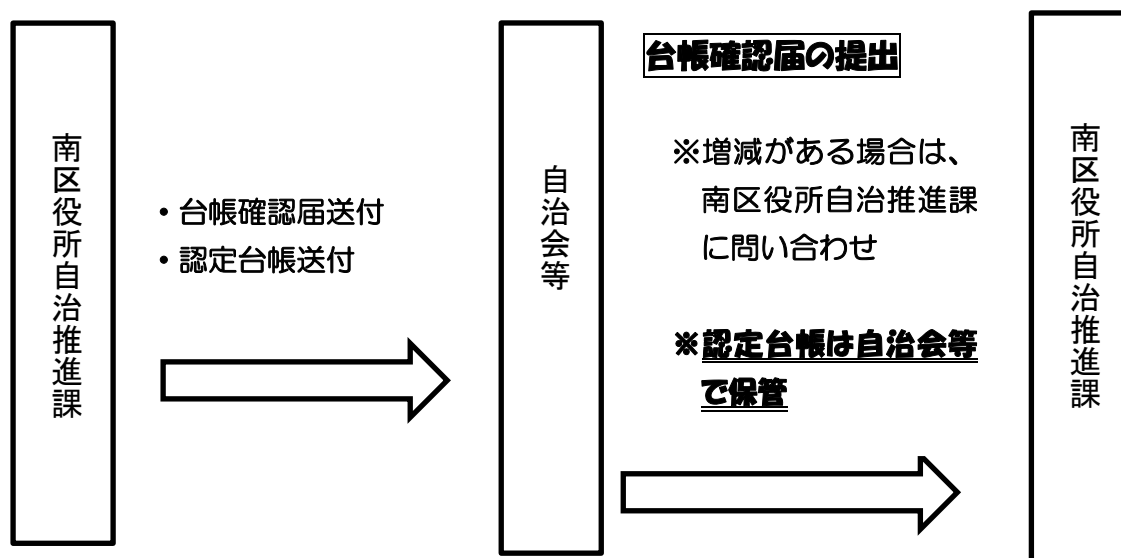
そこで、台帳確認届及び認定防犯灯台帳を送付いたしますので、台帳をご確認のうえ、台帳確認届を南区役所自治推進課にご提出ください。

認定防犯灯台帳につきましては、自治会等の皆様の方で保管していただきますようお願いいたします。

※なお、灯数に増減がある場合は、別途、手続きが必要となりますので、確認届を提出する前に必ず南区役所自治推進課までお問い合わせください。

○提出期限 令和6年3月1日(金曜)

<確認届提出までのながれ>



《その他》

変更届の提出について

今後、自治会等の代表者が変更になった場合は、今回、同封の「変更届」を南区

役所自治推進課に必ずご提出ください。

<参考：認定防犯灯の認定基準>

- ① 電気事業者の供給約款の契約種別において、「公衆街路灯A」であること。
- ② 1灯あたりの消費電力が60ワット以下の防犯灯。
(ただし、平成29年3月31日までに設置され、平成29年度中に認定されたものは除く。)
- ③ 堺市の区域内に設置されている防犯灯であること。(ただし、堺市の区域外に設置されている防犯灯であっても、他市の補助制度の対象ではなく、本市域を照らしており本市民の生活安全上必要と認められるものは含む。)

【問合せ先】

堺市南区役所自治推進課

〒590-0141 堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号

Tel: 072-290-1803